

第2回大分市自治基本条例検討委員会

平成20年7月23日(水) 14時から
大分市役所 第2庁舎6階大研修室

次 第

1. 委員長あいさつ

2. 講 演

(1) テーマ 「自治基本条例とは何か」

講 師 (財)地方自治総合研究所所長

辻山 幸宣 氏

(2) 質疑・応答

3. その他

- ・第3回検討委員会の開催等について

講師のご紹介

講師 つじ やま たか のぶ
辻 山 幸 宣 氏

【略歴】

1947年 北海道生まれ
1974年 中央大学大学院法学研究科修士課程修了
地方自治総合研究所常任研究員
1994年 中央大学法学部教授
(現在) (財)地方自治総合研究所所長
中央大学大学院公共政策研究科客員教授
早稲田大学法学学術院講師
日本地方自治学会理事長

この間、東京都福祉施策研究会委員、日野市個人情報・情報公開運営審議会会長、川崎市地方分権推進研究会会長、東京大学大学院講師、川崎市・平塚市・豊島区・練馬区自治基本条例検討委員会会長、参議院地方分権一括法案公述人、衆議院憲法調査会参考人を歴任される。

(現在) ほかに[新宿区自治基本条例検討連絡会議座長](#)、日本自治学会理事、多摩学会運営委員

【著書・論文】

『地方分権と自治体連合』(敬文堂)、『行政学講座第六巻-行政と市民-』(有斐閣)、『地方分権の戦略』(第1書林)、『住民・行政の協働』(ぎょうせい)、『自治・分権システムの可能性』(敬文堂)、『住民・市民と自治体のパートナーシップ(全3巻)』(ぎょうせい)、『自治体の構想4 機構』(岩波)、『新地方自治の思想』(敬文堂)、『誰が合併を決めたのか』(公人社)、『自治基本条例はなぜ必要か』(公人の友社)、『逐条研究地方自治法第3巻執行機関』(敬文堂)、『新しい自治のしくみづくり』(ぎょうせい)、『市民自治の制度開発の課題』(公人の友社)、『現代日本の地方自治』(敬文堂)、『自治体選挙の30年』(公人社) など多数。

自治基本条例とはなにか

(財)地方自治総合研究所

辻山 幸宣

はじめにー制定状況と最近の動き

1. 基本条例制定機運の背景

- (1) 戦後行政の転換点ーなにを重視するまちにするか (生活と環境の質 個性的なまち 文化)
- (2) スタンドアードの見直し (よいまちとは?を自分たちで考える:参加)
- (3) 地方分権で問われる「市民自治」(地域のことは地域で決める方法とは)
- (4) 社会変容と劣化する行政手法 (家族構成変化・共同性の低下・近隣紛争・不登校)

2. なぜ市民主体で創るのか

- (1) はじめは自分たちの「ちから」で治めた
「ちから」=コミュニティの共同作業+家族の協力+近隣の互助
- (2) 住民の「ちから」が弱まって自治体政府をつくることに
自治体政府=村寄合と雇傭人
- (3) 近代国家の下部機関として集落と離れた歴史
自治体政府=国の地方行政機関 (コミュニティ=放置 住民=統治されるもの)
国が主導するナショナル・ミニマム行政=自治体の仕事拡大
自治体政府=国の出先の性格 (委任事務) とサービス行政
タテ型の統治ー議会の位置なし、住民は主体になれず
- (4) 分権改革で自治体政府が地域のものにー自治体中心の地域運営へ
「地域のことは地域で決める」ー市民主体の地域運営へ

3. なぜ市民主体の地域運営なのかー劣化する政府の社会運営力

- (1) 社会の変化
(成長の終わり、高齢世帯、一人暮らし、労働・こども、市民意識の変化)
- (2) 近隣自治力の低下
落ち葉たき 除雪 公園の掃除 登下校 日用品の貸し借り
- (3) 行政による解決の限界
ごみ屋敷、騒音おばさん、不登校児、いじめ、犬・ねこ
- (4) 変わる市民の意識
よいまちとは?を自分たちで考える(個性・文化、住専地区にコンビニを、公園の不気味さ)

4. 自治基本条例とはなにを定めるものか（市民の三つの顔に注目して）

（1）自治体政府との信託関係を明記

自治体政府の行動の根拠・行動制約

自治体政府に留保する権限（参加・決定）

（2）まちづくり憲法典

市民自治のルール（コミュニティ・NPO・ボランティア）

市民社会の自己統治原則（人権保障・協働・補完）

5. 制定過程・施行後の課題

（1）市民の手でつくる一実験

・原案のない会議 会議運営の自治 学習機会と行政の支援

（2）市民会議案の条例までの道のり

・市民の意向という力 ・一方で行政案、そして議会（代表か）

（3）正当性付与の試み

・市民フォーラムなど参加システムで正当性付与（市民主催）

・住民投票を発効要件に（条例が必要）

（4）共同提案というかたちの実験も

（5）制定後の課題—制定し放しにしないために

・個別条例制定

・監視し条例を育てる市民、議会、委員会

・参加・提案の制度をいかす（一人 or 仲間と）受け止める（説明機会）

・行政執務の改善（行政、みつめる市民・議会）

・問われる「公共市民」「市民主権の行政」「市民の議会」

「大分市自治基本条例検討委員会会議の公開・非公開の決定について」

【本委員会の公開について】

- ・ 会議は公開とする。
- ・ 会議録は大分市ホームページで公開する。

【公開とした場合の傍聴者ルール】

- ・ 傍聴者の定数
 - … 会場の許す範囲内。
(会場の面積などにより、事務局が入場可能と判断する人数の範囲内。)
- ・ 傍聴者の発言
 - … 原則認めない。
傍聴者は事務局が用意するアンケート用紙に意見等を記入し提出する。
- ・ 会議の進行を妨げる行為があった場合
 - … 傍聴者が会議の進行の妨げとなるような言動をとったときは、委員長において警告をしたのち、なお改善がなされない場合は退室を命ずる。